

平成 30 年度

監査結果報告書（前期）

定期監査

公の施設の指定管理者監査

石狩市監査委員

目 次

第 1 定期監査 1

監査期間 監査範囲 1

監査方法 監査結果 6

総務部	6
企画経済部 環境市民部	7
保健福祉部	8
建設水道部 厚田支所 浜益支所 教育委員会生涯学習部	9
農業委員会	10

第 2 公の施設の指定管理者監査 11

監査期間 監査範囲 監査方法 11

監査結果 13

施設の概要：石狩市浜益区農漁業従事者専用住宅	14
監査対象団体の概要：浜益区農漁業担い手支援協議会	16

第 1 定 期 監 査

監査期間

平成30年4月20日から6月12日まで

監査範囲

平成30年度監査等計画及び平成30年度監査実施計画（前期）に基づき、平成29年度の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行うこととし、その範囲は次のとおりとした。

〔対象部局・実施期間〕

部 局	抽 出 課	実 施 期 間
監 査 委 員	監査事務局	4月20日
北石狩公平委員会	北石狩公平委員会事務局	4月20日
総 務 部	総務課、情報政策課	4月20日～23日
企 画 経 済 部	農政課、林業水産課、商工労働観光課	4月24日～5月1日
財 政 部	財政課	5月8日
環 境 市 民 部	環境保全課、ごみ・リサイクル課、広聴・市民生活課	5月8日～11日
保 健 福 祉 部	障がい福祉課、高齢者支援課、保健推進課、スポーツ健康課、国民健康保険課	5月14日～21日
建 設 水 道 部	都市整備課、水道営業課、水道施設課、下水道課	5月23日～30日
厚 田 支 所	地域振興課	6月1日～4日
浜 益 支 所	地域振興課	6月1日～4日
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 部	総務企画課、社会教育課、文化財課	6月5日～11日
農 業 委 員 会	農業委員会事務局	6月12日

〔監査項目・対象書類〕

監査項目		対象書類
①収入金の収入事務（抽出）		収入金の決定書、収入原簿など、収入に関する書類
北石狩公平委員会	公平委員会負担金	
総務部	広告料収入、統計調査委託金、その他雑入	
企画経済部	利用集積等証明手数料、立木売払収入、行政財産目的外使用料、その他雑入	
財政部	土地貸付収入、ふるさと応援寄付金	
環境市民部	行政財産目的外使用料、自然観察会参加料、一般廃棄物処理手数料、一般廃棄物収集運搬業申請手数料等、	
保健福祉部	行政財産目的外使用料、浜益保養センター使用料、屋内体育館使用料、その他雑入	
建設水道部	行政財産目的外使用料、水道料金、排水設備手数料（個排特会）、特定環境保全公共下水道事業費分担金（特環特会）、排水設備手数料（特環特会）	
浜益支所	牧野放牧料、牧野放牧牛捕獲料、その他雑入	
教育委員会 生涯学習部	カルチャーセンター使用料、いしかり砂丘の風資料館入館料、その他雑入	
農業委員会	現地目証明手数料（現況証明願）	
②旅費の支給事務		出張命令簿など、旅費支出に関する書類
③支出事務 ア 賃金（臨時職員、抽出）		任用（雇用）決議書、出勤簿、休暇簿など、賃金支出に関する書類
総務部	総務課	
企画経済部	農政課、商工労働観光課	
保健福祉部	障がい福祉課、高齢者支援課、保健推進課、国民健康保険課	
建設水道部	都市整備課、下水道課	
浜益支所	地域振興課	
教育委員会 生涯学習部	総務企画課	
イ 需用費（燃料費及び光熱水費を除く）、ウ 役務費（通信運搬費のうち切手等購入費、広告料）、エ 備品購入費		執行決議など、需用費、役務費、備品購入費支出に関する書類

オ 負担金補助及び交付金（抽出）		補助金等交付申請書など、補助金等の支出に関する書類
総務部	防災マスター推進事業費補助金	
企画経済部	いしかり食と農の未来づくり推進交付金、農業経営力向上支援事業補助金、石狩救難所強化運営事業補助金、森林整備地域活動支援交付金	
環境市民部	石狩浜海浜植物保護センター活動事業交付金、石狩市連合町内会連絡協議会運営事業拠出金、暴力追放運動推進協議会補助金	
保健福祉部	ひまわり手輪の会補助金、身体障がい者自動車運転免許取得費助成金、ふれあい雪かき運動交付金、いきいき健康・介護フェスタ事業交付金	
建設水道部	石狩市協働町内会歩道等除雪助成金、石狩市モデル町内会自転車歩行者専用道路除草助成金	
厚田支所	厚田区コミュニティ推進事業補助金、自治会連合会活動交付金	
浜益支所	地域自治区振興補助金	
教育委員会 生涯学習部	石狩市中学校体育連盟補助金、沖縄県恩納村交流事業拠出金、石狩ユネスコ協会補助金、NPO法人石狩市文化協会拠出金、石狩市郷土研究会補助金	
④契約事務（抽出）		執行決議書（起工決議書）など、契約に関する書類一式
総務部	庁舎前庭等維持管理業務委託、電話交換業務委託、石狩市職員等駐車場管理業務委託、平成29年度庁舎除雪業務委託、庁舎夜間管理業務委託、石狩市地区防災ガイド改定業務委託、石狩市防災行政無線保守点検業務委託、石狩市防災行政無線（デジタル）保守点検業務委託、平成29年度人事給与システム運用等業務委託、平成29年度情報系システム等保守業務委託、平成29年度総合行政システムアウトソーシング業務委託、平成29年度住民税普徴納税通知書レイアウト変更業務委託、福祉総合システム更新業務委託、平成29年度福祉総合システム保守業務委託、平成29年度マイナンバーカード記載事項の充実に係る業務システム改修業務委託（総務省補助対象）、平成29年度業務システム番号制度対応業務委託（厚生労働省補助対象）、平成29年度業務システム番号制度対応業務委託（総務省補助対象外）、平成29年度業務システム番号制度対応業務委託（総務省補助対象）、平成29年度石狩市地域情報通信基盤整備推進事業運用保守業務委託、平成28年度地方公共団体情報セキュリティ強化対策業務委託（その2）、石狩川河口地域開発史概説年表作成業務、平成29年度地籍成果利活用事業業務委託	

企画経済部	<p>望来ダム等管理業務委託、高岡・シップ揚水機場保守点検業務委託、望来ダム堆砂量調査業務委託、望来ダム管理用道路除雪業務委託、望来ダム取水放流設備保守点検業務委託、浜益地区林道草刈等業務委託、石狩・厚田地区林道草刈等業務委託、奥地林道室蘭沢線他2工区測量設計業務委託、市有林野ねずみ駆除薬地上散布業務委託、八幡町俊別地区市有林間伐・更新伐材集積管理業務委託、石狩市市有林現況調査業務委託、浜益区実田地区市有林被害地造林工事、八幡町俊別地区市有林間伐・更新伐工事、観光施設トイレ・観光地駐車場管理業務委託、石狩浜海水浴場・川下海水浴場管理運営業務委託、観光地等美化推進業務委託、厚田海浜プール・公衆トイレ運営管理業務委託、石狩市観光ポスター制作業務委託、地場産品を活用した新たな土産品開発コンサルティング及びサポート業務委託、地場企業労働力ニーズ調査業務委託、道の駅石狩「あいろーど厚田」オープニングプロモーション事業業務委託、道の駅石狩「あいろーど厚田」メディアプロモーション業務委託、道の駅（仮称）あったか・あいろーど建設工事の内建築主体工事、道の駅（仮称）あったか・あいろーど建設工事の内外構（その1）工事、夕日の丘観光案内所外部改修工事、川下海水浴場監視員詰所建替工事</p>
財政部	<p>石狩市ふるさと応援寄附返礼品業務委託、浜益教員住宅（8）解体工事</p>
環境市民部	<p>野犬捕獲等業務委託、石狩浜海浜植物保護センター運營業務委託、厚田公園周辺地域自然環境調査業務委託、一般廃棄物収集運搬業務委託（一般家庭粗大ごみ石狩1地区）、一般廃棄物収集運搬業務委託（一般家庭粗大ごみ石狩2地区）、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業務委託（旧石狩地区）、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業務委託（厚田区）、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業務委託（浜益区）、石狩市指定ごみ袋作製業務委託、みどりのリサイクル事業業務委託、弁護士無料法律相談業務委託、コミュニティセンター管理運營業務（2件）</p>
保健福祉部	<p>障がい者総合相談支援センター運營業務委託、障がい者虐待防止対策支援事業業務委託、基幹相談支援センター等機能強化事業（相談支援機能強化事業）業務委託、石狩市南地域包括支援センター運営事業委託、石狩市北地域包括支援センター運営事業委託、アクティビティサービス事業委託、地域型介護予防事業委託、石狩市認知症地域支援推進事業委託（3件）、石狩市浜益保養センター運営事業委託、石狩市りんくる陶芸教室業務</p>

	委託、介護認定調査委託（石狩市内及び石狩市近郊分）、石狩市総合保健福祉センター管理運営委託、厚田憩の家管理運営委託、平成29年度在宅当番医制運営業務委託契約、平成29年度生活習慣改善指導事業における運動指導業務委託、学校開放管理業務委託、ソフトボールアスリート育成事業業務委託、柔道整備施術療養費支給申請書内容点検業務、石狩市国民健康保険医療費適正化支援業務委託、平成29年度特定健康診査未受診者対策業務委託
建設水道部	気象情報提供業務委託、花いっぱい運動苗配布業務委託、石狩市道路維持業務委託（浜益大雨災害復旧）、浜益区災害復旧調査設計業務委託、（仮称）あいぽーと前公園整備工事、生振3線道路舗装工事、生振3線道路舗装附帯工事、栄橋外補修工事、栄橋外補修附帯工事、水道メーター検針及び漏水調査等業務委託、量水器修繕業務委託、管路更新実施設計業務委託、重要給水施設配水管耐震化実施設計業務委託、一般国道231号石狩市厚田交差点舗装工事に伴う導配水管移設工事、管路更新（花川北11線通）工事、管路更新（東団体1号線）工事、処理場・ポンプ場維持管理業務委託、個別排水処理施設維持管理業務委託、個別排水処理施設清掃業務委託、トーメン団地測量調査業務委託、都市下水路草刈業務委託、下水道地理情報管理システムデータ入力業務委託、花川南第1工区公共下水道新設工事、個別排水処理施設設置工事
浜益支所	川下駐車場砂除去・整地及び車両進入ブロック設置撤去業務委託
教育委員会 生涯学習部	学校プール管理業務委託、各小学校灯油FF暖房設備保守点検業務委託、各小学校ガス暖房設備保守点検業務委託、各小学校屋内体育館高温風暖房機保守点検業務委託、各小学校窓ガラス清掃業務委託、石狩市学び交流センター管理及び使用料等徴収業務委託、学び交流センター除雪等業務委託、学校開放施設（カルチャーセンター）管理業務委託、高岡ふれあい研修センターの管理業務に関する協定書、生振ふれあい研修センターの管理業務に関する協定書、学び交流センター2階屋上防水等改修工事、いしかり砂丘の風資料館等機械警備業務委託、史跡看板整備事業、石狩市歴史的建築物調査業務委託
農業委員会	農地情報管理システム保守整備業務委託
⑤その他の事務 ア 北石狩公平委員会の運営事務、イ 出勤簿の管理	
北石狩公平委員会の運営事務関係書類 出勤簿	

監査方法

監査の実施にあたっては、対象部局に監査の基本的な考え方を示すとともに、あらかじめ関係書類の提出を求めた。

また、監査を進めるにあたり、財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

なお、監査において疑問が生じた場合は、担当課長及び担当職員から説明を受けるとともに、前回監査の指摘事項の改善・措置状況についての確認も行った。

監査結果

次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

※平成30年7月27日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促した。

1. 総務部

(1) 収入金の収入事務について（抽出）

- 公衆電話使用料において、収入金を確認した記録が無かった。
- 有料広告において、申込書の提出を受けずに許可決定していた。
- 損害賠償請求において、金額で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は副市長となるが、部長が決裁していた。

(2) 旅費の支給事務について

- 出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。
- 出張において、出張命令簿に記載のないものがあった。

(3) 契約事務について（抽出）

- 長期継続契約に係る委託業務検査調書において、契約金額全体で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。
- 一者随意契約の決定及び覚書締結の決裁がされていなかった。

2. 企画経済部

(1) 収入金の収入事務について（抽出）

- 証明の決定書において、決定年月日、施行年月日、整理番号の記載及び公印承認がされていないものが多数あった。

(2) 旅費の支給事務について

- 出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。
- 出張命令簿において、出張地が特定できる記載となっていなかった。
- 出張において、出張命令簿に記載のないものがあった。

(3) 支出事務について（負担金補助及び交付金（抽出））

- 交付金において、金額で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は副市長となるが、部長が決裁していた。
- 補助金において、交付申請時の完了予定までに完了していないが、遅延報告書の提出がされていなかった。

(4) 契約事務について（抽出）

- 委託契約約款において、仕様書、設計図書が添付されていなかった。

3. 環境市民部

(1) 収入金の収入事務について（抽出）

- 使用料及び手数料において、調定漏れがあった。
- 申請の際に納付が必要な手数料において、申請時に調定及び納付がされていなかった。
- 行政財産の目的外使用許可において、申請書が使用実態と相違したまま許可していた。

(2) 旅費の支給事務について

- 出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。

(3) 支出事務について（備品購入費）

- 備品管理簿への記載及び備品購入通知書の財政課への提出がされていなかった。

(4) 契約事務について（抽出）

- 委託業務検査調書において、金額で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は副市長となるが、部長が決裁していた。

4. 保健福祉部

(1) 収入金の収入事務について（抽出）

- 行政財産の目的外使用許可申請において、許可決定が使用開始後になっていた。

(2) 旅費の支給事務について

- 出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。
- 出張命令簿において、出張地が特定できる記載となっていなかった。

(3) 支出事務について（臨時職員賃金（抽出））

- 臨時職員賃金の支給額（調整額）の計算に誤りがあった。
- 臨時職員の通勤手当の支給日数に誤りがあった。
- 臨時職員の年次有給休暇が適正に管理されておらず、休暇日数を1日多く付与し、取得済となっていた。
- 臨時職員の任用決議書において、任用後に修正されていた。
- 臨時職員の雇用保険料の計算に誤りがあった。

(4) 契約事務について（抽出）

- 委託業務検査調書において、金額で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。

5. 建設水道部

(1) 旅費の支給事務について

- 出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。
- 出張命令簿において、出張地が特定できる記載となっていなかった。
- 出張において、出張命令簿に記載のないものがあった。

(2) 支出事務について（臨時職員賃金（抽出））

- 臨時職員の通勤手当の支給日数に誤りがあった。

(3) 契約事務について（抽出）

- 委託契約書において、仕様書が添付されていなかった。

6. 厚田支所

(1) 旅費の支給事務について

- 出張命令簿において、出張地が特定できる記載となっていなかった。

7. 浜益支所

(1) 支出事務について（臨時職員賃金（抽出））

- 臨時職員の年次有給休暇が適正に管理されていなかった。
- 臨時職員賃金の支給額の計算に誤りがあった。
- 第3種臨時職員の任用期間が1月を超えていた。

8. 教育委員会生涯学習部

(1) 支出事務について（臨時職員賃金（抽出））

- 臨時職員の出勤簿が作成されていなかった。

(2) 支出事務について（役務費）

- 郵便切手受払簿の記載内容に誤りがあった。

(3) 契約事務について（抽出）

- 委託業務において、執行決議時の契約書（案）と締結した契約書が異なっていた。
- 予定価格調書において、金額で判断すると、事務決裁規程では決定権者は部長となるが、課長が決定していた。
- 委託業務において、求める成果と異なる仕様書で契約していた。

9. 農業委員会

(1) 収入金の収入事務について（抽出）

- 申請の際に納付が必要な手数料において、申請時に調定及び納付がされていなかった。

第2 公の施設の指定管理者監査

監査期間

平成30年6月20日から7月25日まで

監査範囲

平成30年度監査等計画及び平成30年度監査実施計画（前期）に基づき、下記の公の施設に係る指定管理者及び所管部局を対象に、平成29年度指定管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

公の施設名	石狩市浜益区農漁業従事者専用住宅
指定管理者	浜益区農漁業担い手支援協議会
所管部局	企画経済部 林業水産課
指定期間	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで(4年間)

監査方法

監査の実施にあたっては、所管部局及び指定管理者からあらかじめ関係資料の提出を求めるとともに、関係職員から業務の概要等について聴取した。

また、監査を進めるにあたり、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施し、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、加藤監査委員を当監査から除斥のうえ実施した。

実地調査については、次のとおり実施した。

実施日・施設	出席者
平成30年7月5日（木） 石狩市浜益区農漁業従事者専用住宅	浜益区農漁業担い手支援協議会 事務局長 田中 克明

【監査実施状況】



監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

<所管部局>

企画経済部に対し、条例、協定書、仕様書等に基づき、適正に管理が行われているかについて、関係書類等により監査を実施した結果、概ね適正に管理されていた。

<指定管理者>

浜益区農漁業担い手支援協議会に対し、当該施設の管理運営が、条例、協定書、仕様書等に基づき、適正に行われているかについて、関係書類等により監査を実施した結果、概ね適正に管理運営が行われていた。

【施設の概要】

石狩市浜益区農漁業従事者専用住宅

(1) 概況

当該施設は、浜益区における農漁業従事者の専用住宅を確保するため、旧浜益中学校教職員住宅及び旧浜益中央小学校教職員住宅を活用し、平成 23 年 11 月に設置された。開設に先立ち、平成 23 年 10 月から指定管理者制度を導入しており、平成 27 年度から今年度まで第 2 回目の指定期間を迎えている。

専用住宅の 3 戸には、開設当初に承認を受けた利用者が、平成 23 年 11 月 15 日から入居し、現在に至っている。

収支決算については、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、いずれの年度も利用料（家賃収入）をもって住宅の維持管理が行われているとともに、利用料から管理経費を支出し、剰余金があった場合は、全て修繕積立金として定期預金に積立てられ、中長期的な施設修繕に活用することとしている。

浜益区の基幹産業である農漁業の推進や地域の活性化を図るためには、担い手の確保が重要な課題であり、今後も市との連携により、農漁業従事者が安心して業務に従事できる良好な住宅環境が形成されるよう期待するものである。

(2) 規模等

名 称	構造	建 築 年	床 面 積
川下農漁業従事者専用住宅 A (石狩市浜益区川下 157 番地 2)	木造	昭和 57 年	76.54 m ² (3LDK) (物置 6.48 m ² 含む)
川下農漁業従事者専用住宅 B (石狩市浜益区川下 62 番地)	木造	平成 元年	76.54 m ² (3LDK) (物置 6.48 m ² 含む)
適沢農漁業従事者専用住宅 (石狩市浜益区浜益 55 番地 2)	木造	昭和 63 年	76.54 m ² (3LDK) (物置 6.48 m ² 含む)

(3) 収支決算の状況

(単位：円)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
収 入	利 用 料	900,000	900,000	900,000	
	雑 収 入	363	140	122	
	計	900,363	900,140	900,122	
支 出	管 理 経 費	事 務 費	180,000	180,000	180,000
		修 繕 費	0	0	0
		委 託 費	65,556	65,664	78,624
		役 務 費	45,580	45,500	54,100
	計	291,136	291,164	312,724	
差引剰余金（修繕積立金へ）		609,227	608,976	587,398	

(4) 修繕積立金の状況

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
修繕積立金	3,690,171	平成 23 年 297,428 平成 24 年 618,045 平成 25 年 450,579 平成 26 年 518,518 平成 27 年 609,227 平成 28 年 608,976 平成 29 年 587,398

【監査対象団体の概要】

(1) 名称・代表者

浜益区農漁業担い手支援協議会

会 長 丹野 雅彦

(2) 所在地

石狩市浜益区浜益 659 番地 1 (石狩湾漁業協同組合浜益支所内)

(3) 設立年月日

平成 23 年 7 月 25 日

(4) 平成 29 年度の業務実施状況

- ・ 農漁業の担い手確保に向けた事業
- ・ 石狩市浜益区農漁業従事者専用住宅の管理運営

(5) 組織構成

